

大阪・関西万博における「10 歳若返り」プロジェクト催事企画運営等業務 仕様書

1 業務名

大阪・関西万博における「10 歳若返り」プロジェクト催事企画運営等業務

2 業務目的

大阪府では、万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」の理念を先取りした施策をオール大阪で推進するため、平成 30 年3月に「いのち輝く未来社会をめざすビジョン」を策定。このビジョンでは、「健康寿命の延伸」と「地域の健康づくり活動に加え、革新技術を最大限活用し、さらに 2025 年万博のインパクトを活かして、いきいきと長く活躍できる『10歳若返り』の2つを目標に掲げている。こうした目標を踏まえ、「10歳若返り」プロジェクト(以下、「本プロジェクト」という。)として、府民向けの体験型事業や SNS での情報発信等を推進している。

本業務は、未来社会への期待感を高めるヘルスケア関連の先端技術を体験できる催事の開催をメインに、これまでの本プロジェクトの取組みを広く発信するもの。ヘルスケア関連の先端技術を体験することで、健康への気づきを得たり、自身の健康づくりに先端技術を活用する未来社会を身近に感じていただき、また、「10歳若返り」につながる多様な選択肢を知ることで、健康づくりや活動的な生活に向けた行動変容を促すことを目的とする。

また、万博のコンセプト「未来社会の実験場」を踏まえ、「10歳若返り」に資する取組みを進める企業・団体に先端技術の実証機会を提供するとともに、万博の場や大阪府からの発信を通じ、企業・団体の取組みの認知を高める機会とする。

◆いのち輝く未来社会をめざすビジョン

万博のインパクトを活かして、生涯を通じて心身ともに健康で、それぞれの能力を活かして輝きながら暮らし続けることのできる「いのち輝く未来社会」を実現するために、「健康寿命の延伸」といきいきと長く活躍できる「10 歳若返り」を目標として、2018 年3月に策定

◆「10 歳若返り」の整理・定義

○「10 歳若返り」のためには、これまでの予防や医療の取り組みにとどまらず、新たな知見・研究結果、広範なデータの収集・分析や先進技術も活用しながら、

- (1)健康上の問題で日常生活に影響のない期間を示す健康寿命を延伸するとともに、
- (2)加齢等により健康に影響が生じても、生涯を通じて多様な活動を続けられるようにしていくことが重要。

○上記を踏まえ、10 歳若返りとは、「健康寿命の延伸に加え、健康状態に応じて、誰もが生涯を通じ、自らの意思に基づき活動的に生活できること」と整理

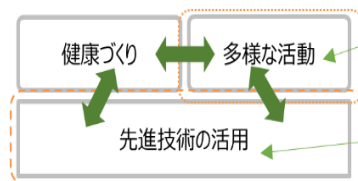
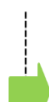
http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/inochi_v/index.html(大阪府 HP)

◆「10 歳若返り」の進め方

「10 歳若返り」の取組みは、大阪府において、有識者の意見を踏まえて、(1)運動と笑い、音楽(2)口の健康、食(3)認知症予防(4)アンチエイジング(5)企業の取組み促進(6)生きがい、やりがい(7)いのち輝く未来のまちづくりの分野を柱として、「連携の視点」や「先進技術の視点」を踏まえて取り組むこととしているもので、府内の市町村や企業等においても、取組みの拡大をめざすもの。

取組みにあたっての分野・視点

- (1) 運動と笑い、音楽
- (2) 口の健康、食
- (3) 認知症予防
- (4) アンチエイジング
- (5) 企業の取組み促進
- (6) 生きがい、やりがい
- (7) いのち輝く未来のまちづくり



- ① 連携の視点
 - ・ 企業、地域や分野間の連携
 - ・ 楽しみやつながりなどの視点を加味
 - ・ 「新しい生活様式」を踏まえた取組み
- ② 先進技術の視点
 - ・ 先進技術や新たな手法を活用
 - ・ DX (デジタル・トランスフォーメーション) の加速

◆これまでの取組み

- ・令和6年度開催イベント「先端技術で自分のカラダを覗いてみよう！」
<https://osaka10wakagaeri.com/event1109/>
- ・令和元年度～令和5年度の取組み状況
https://www.pref.osaka.lg.jp/o020050/kikaku_keikaku/inochi_v/adviser_kaigi01.html
- ・YouTube での情報発信
<https://www.youtube.com/channel/UCNGt8WMTf50xp-EdxiBgZVg>
- ・SNS での情報発信
(X)https://x.com/10wakagaeri_pj
(Instagram)https://www.instagram.com/10wakagaeri_osaka/

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月13日(金)まで

4 委託上限額

37,400,000 円(税込) ※本業務を履行するすべての経費を含む。

5 業務内容及び企画提案を求める内容

「大阪・関西万博における『10 歳若返り』プロジェクト催事企画運営等業務」について、大阪府と協議・調整を行いながら、以下(1)～(3)の業務を行うこと。

企画提案にあたっては、(公社)2025年日本国際博覧会協会(以下、「博覧会協会」)が示す「ギャラリーWEST 利用ガイド」の最新版(以下、「利用ガイド」)の内容を十分踏まえること。

※「利用ガイド」の入手方法は、公募要領 P.3「4(2)関係資料の開示」を参照。なお、公募開始時点における最新版は、「(第2版)2024. 10.01」である。

(1)万博会場における「10 歳若返り」プロジェクト催事の企画・調整・運営等

①催事の企画・調整・運営

○来場者が、ヘルスケア関連の先端技術を体験できるとともに、「10歳若返り」につながる多様な取組みを知ることができる催事について、企画・調整・運営の一切を行う。なお、本催事の前提条件は「別紙」のとおり。

※ヘルスケア関連の先端技術の例については、本ページの「◆これまでの取組み」を参考としてください。

○健康づくりに意欲や関心が低い層も含め、幅広い世代が、未来社会を感じさせる先端技術に驚き楽しみながら参加できる催事とすること。なお、メインターゲットは40代から60代とする。こうした一般来場者に加え、出展者である次世代ヘルスケア事業者との連携に関心をもつ企業関係者の来場も期待する。

○別紙の「未来のヘルスケア体験」について

- ・出展者は、原則、大阪府が指定する企業・団体(※)とするが、これに加え、「10 歳若返り」の趣旨に沿った先端技術を有する企業・団体を提案することも可とする。催事の魅力をより一層高める提案があった場合、審査において加点する。

※出展予定の企業・団体については、公募説明会(令和7年2月26日(水)開催)において説明します。

- ・ 来場者が楽しみながら、健康への気づきにつながる体験ができるよう、契約締結後速やかに出展者と綿密なコミュニケーションを図り、出展内容の特長を踏まえた見せ方やブース運営について調整すること。
- ・ 来場者により多くの体験を促すため、来場者が円滑かつ効果的にブースを周遊するための工夫を行うこと。なお、一方で短時間での体験を希望する来場者も想定されることから、こうしたニーズも踏まえた内容とすること。
- ・ ブースには、出展内容や技術を分かりやすく紹介するサインやパネル等を設置すること。
- ・ 出展者との連携に関心をもつ企業等とのネットワーキングの場としても活用できるようにすること。

○別紙の「大阪府『10歳若返り』プロジェクトに関する取組みの展示」について

- ・ 大型ディスプレイを活用し、来場者の関心を惹きつける展示方法とするとともに、「10歳若返り」に向けた実践につなげる工夫を行うこと。
- ・ 展示コンテンツの制作にあたっては、府から資料や画像、動画を素材として提供する。「利用ガイド」を踏まえた二言語対応や動画編集等の対応は受注者が行うこと。

○本プロジェクトや催事の趣旨に合致する集客力のある著名人をキャストイングし、ステージ演出など集客につながる内容を盛り込むこと。

○ギャラリーWEST が屋内展示場①、屋内展示場②、屋外展示場の3つの区画で構成されることを踏まえ、会場ゾーニングやレイアウト、装飾等について、来場者が円滑に催事に参加できるよう工夫を凝らすこと。また、会場前を通る方が足を踏み入れたくなるものとする。

○出展者との調整に加え、博覧会協会やギャラリーWEST 催事管理センターなど関係各所との調整や提出書類の作成、届出も業務範囲に含む。

○「利用ガイド」に記載されていない、出展に必要な設備及び備品は受注者が確保すること。

○本催事にかかる設営資材や備品、出展物の搬出入は、博覧会協会が公募により指定した事業者(場内貨物取扱指定事業者)へ委託することが基本とされており、会場設営・撤去、展示物搬入・搬出について円滑に実施できるよう、当該事業者と調整すること。

○本催事を安全かつ円滑に実施できるよう、運営マニュアルを策定すること。また、イベント運営に関する豊富な経験を有する現場責任者を配置するとともに、会場や催事内容、予測される来場者を踏まえ、十分な人員を配置すること。

②広報及び集客施策の実施

○万博会場内で行われる催事であること、また、ギャラリーWEST の立地条件や本催事のターゲットを十分踏まえ、多くの方に本催事へ来場いただける効果的な広報やキャンペーンを行うこと。

○万博会場内の他施設や他のイベントとの連携など、本催事の開催を知らずに万博を訪れた方をギャラリーWEST へ誘導するための効果的な集客施策を行うこと。

○本催事を周知するための広報物として、インパクトのあるデジタルチラシを制作すること。この他、チラシやポスターなど他の広報物制作の提案も妨げない。

○本プロジェクトの公式 SNS 等について、本催事への参加意欲を高めるとともに、「10歳若返り」に向けた府民の取組みを促進する運用を行うこと。本催事にかかる広報や集客施策に活用する提案も可とする。

【運用アカウント】

- ・X:@10wakagaeri_pj(https://x.com/10wakagaeri_pj)
- ・Instagram:@10wakagaeri_osaka(https://www.instagram.com/10wakagaeri_osaka/)
- ・YouTube:<https://www.youtube.com/channel/UCNGt8WMTf50xp-EdxiBgZVg>

【実施回数】

- ・X 及び Instagram:週1～2回程度、情報発信を実施
- ・YouTube:提案による

【留意事項】

- ・ X Premium に加入する場合、サブスクリプション費用は委託料に含む。
- ・ 上記アカウントの運用にあたっては、本プロジェクトのウェブサイト(※)に新たに記事を追加することも可とする。この場合、リンク先ページのテキスト及び画像は受注者が作成し、記事の公開にかかる作業は、大阪府が別途委託する事業者が実施する。

※大阪府「10歳若返り」プロジェクト ウェブサイト(<https://osaka10wakagaeri.com/>)

③催事の効果検証(アンケート実施)

- 催事来場者を対象にアンケートを実施し、結果をとりまとめること。
- アンケートは、多くの来場者から回答が得られる方法で実施し、属性や来場のきっかけのほか、催事の評価が把握できる項目とすること。

<提案を求める内容>

公募要領8ページ「審査基準」を踏まえ提案すること。

○本催事の企画運営案

(会場ゾーニングやレイアウト、「未来のヘルスケア体験」の体験方法、追加提案する出展企業・団体(提案がある場合のみ)、展示方法、著名人を活用した企画の内容、搬出入・設営計画、スケジュール 等)

○「未来のヘルスケア体験」を実施するにあたっての提案事業者の強み

(類似の事業実績(※)、事業遂行能力等を有するスタッフ、連携予定の事業者や機関など)

※出展者の技術やサービスの内容を理解し、イベントや展示会に出展するブースが魅力的なものとなるよう企画調整を行った実績であれば、ヘルスケア分野に限らない。

○広報及び集客施策の具体的な手法

○SNS 及び YouTube の運用方法

○アンケートの実施方法、項目

※催事全体にかかる留意事項

- ・ ①～③の業務の実施に当たっては、(公社)2025年日本国際博覧会協会が示す「ギャラリーWEST 利用ガイド(第2版)2024. 10.01」や各種ガイドラインを遵守すること。
- ・ 施設使用料や共益費、ホールスタッフや施設警備員の時間外人件費、保険代など、「利用ガイド」において主催者が負担することとされている費用のほか、設営撤収・搬出入に要する費用、廃棄物諸費費用、謝金、広報費用、その他本催事の実施に必要な一切の経費について、

委託料から受注者が支払うこと。

- ・ 出展者の機材等の配送料、催事当日の出展者の交通費実費も委託料に含む。なお、ブースあたりの上限額を設けることは可とする。

(2)「10歳若返り」プロジェクトの取組みをまとめた冊子・デジタルブックの制作

- 本催事をはじめ、「いのち輝く未来社会をめざすビジョン(平成30年3月)」の策定以降の「10歳若返り」の取組みをまとめた冊子及びデジタルブックを制作すること。
- 冊子及びデジタルブックは、以下の点を広く発信し、未来へ伝えるものとする。
 - ・ 大阪・関西万博の開催地である大阪府において、「いのち輝く未来社会」の実現に向け、「10 歳若返り」との人々の関心を強く引き寄せるフレーズを用い、従来の健康づくりとは一線を画す先駆的な取組みを実施してきたこと。
 - ・ こうした取組みが企業・団体、市町村、大学との連携のもと進められ、「10 歳若返り」に資する取組みを行う者が多数発掘されたこと。
 - ・ 取組みの集大成として実施する本催事が、来場者にとって、いきいきと長く活躍するうえで多様な選択肢があることを発見し、ワクワク感や楽しさを感じながら健康への気づきを得る価値ある場となったこと。
- 冊子は200部制作し、大阪府へ納品すること。デジタルブックは、大阪府ホームページ上で長期の公表が可能な形式とすること。

<提案を求める内容>

公募要領8ページ「審査基準」を踏まえ提案すること。

- 冊子・デジタルブックの仕様、内容(ページ数、紙質、構成、デザインのイメージ)
- 本催事が来場者に発見や気づきをもたらす価値ある場となったことを冊子及びデジタルブックで表現する手法

(3)業務の実施体制の確保等

- (1)及び(2)の業務を確実かつ効果的に実施できるよう、適切な実施体制を確保するとともに、計画を立てて進行管理を行うこと。

<提案を求める内容>

公募要領8ページ「審査基準」を踏まえ提案すること。

- 業務実施体制及び人員(配置する人員数、役割分担など)
- 契約期間内の全体スケジュール
- コンプライアンスへの取組み(体制、確認方法など)

6 本業務の成果物及び提出時期等

(1)成果物の内容及び提出時期

○実績報告書

実績報告書を提出すること。提出にあたっては、紙媒体にカラー出力したものを1部提出するとともに、電子データを格納した DVD 又はその他の媒体を1枚提出すること。

○「10歳若返り」プロジェクトの取組みをまとめた冊子・デジタルブック

- ・ 冊子は50部ずつクラフト包装で小分け梱包のうえ納品すること。
- ・ デジタルブックは、データを格納した DVD 又はその他の媒体を1枚提出すること。

(2)成果物の提出時期及び提出場所

○提出時期

令和8年3月13日(金)までに提出すること。成果物の提出をもって本業務の履行完了となる。

○提出場所

大阪府政策企画部企画室連携課連携グループ

- ・住所:大阪府中央区大手前2丁目1番 22 号 府庁本館3階
- ・電話番号:06-6944-6118

7 著作権に係る留意事項

- ・ 成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む)は、発注者に帰属するとともに、本業務終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。
- ・ 受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- ・ 催事出演者等の調整は、受注者が行うものとする。
- ・ 催事で使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行う。
- ・ 成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・ 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

8 委託業務の実施上の留意点

- ・ 業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- ・ 本業務を通じて知り得た情報(個人情報を含む)は、業務実施以外の目的で利用してはならない。
- ・ 再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上、決定する。

9 委託業務の実施状況の報告

- ・ 受注者は契約締結後、随時、本業務の準備状況、実施状況等を書面により大阪府に報告すること(様式自由)。なお、催事については、終了後に実施状況を書面により発注者に報告すること。

- ・ 受注者は、事業が著しく遅滞した場合などは、発注者の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。
- ・ 発注者は、必要に応じて、業務の準備状況、実施状況等について報告を求めることがあるため、受注者はこの求めに応じなければならない。

10 書類の保存

- ・ 受注者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存するものとする。

11 その他留意事項

- ・ 受注者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
- ・ 受注者は、契約締結後 14 日以内に、業務実施計画書(業務スケジュール)を発注者へ提出すること。
- ・ 受注者は、契約締結後、業務の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- ・ 本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行する。
- ・ 受注者は、業務の具体的な内容については、大阪府と協議の上で決定すること。